

労働保険関係について

資料：労働保険の成立手続きはお済みですか

①労働保険とは

労災保険と雇用保険を合わせたもの。

労働保険

・ 労災保険

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うもの。

・ 雇用保険

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うもの。

②労働保険の適用

農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

注:

労働者とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用され、賃金を支払われる者。

③労働保険の成立手続き

- ・ **労働保険**の適用事業となった場合は、労働保険の保険関係成立届（P10参照）を所管の**労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）**に提出しなければいけません。当該年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付することになります（P11参照）。
- ・ **雇用保険**の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届（P12参照）及び雇用保険被保険者資格取得届（P13参照）を所管の**公共職業安定所（ハローワーク）**に提出しなければいけません。

④労働保険料の負担割合

・ 労災保険率

運輸業 - 71 交通運輸事業 が該当

保険率 4 / 1000

事業主が全額負担

・ 雇用保険率

一般の事業 が該当

事業主・労働者が双方負担

令和5年4月1日～

15.5 / 1000

事業主負担率

9.5 / 1000

被保険者負担率

6 / 1000

⑤ 労災保険未手続事業主に対する 費用徴収制度について

労災保険の成立手続について行政機関からの指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合



事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%を徴収**



併せて事業主から、さかのぼって労働保険料が徴収追徴金も徴収

労災保険の成立手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となった時から1年を経過してなお手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合



事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%を徴収**

⑥ 労災保険制度

(1) 療養（補償）給付

現物給付としての「療養の給付」

労災指定病院等で受診した場合には、原則として傷病が治癒するまでの間、無料で療養を受けられる

現金給付としての「療養の費用の支給」

労災病院や労災指定病院以外で療養を受けた場合等において支払った費用を現金で支給

(2) 休業（補償）給付

休業（補償）給付として『休業1日につき給付基礎日額の60%』及び『特別支給金として給付基礎日額の20%』とセットで支給

⑦労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは、

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の許可を受けた中小事業主等の団体です。

事務処理を委託する利点

- ① 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化が図られる。
- ② 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できる。
- ③ 通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従業員の方でも、労災保険に**特別加入**することができる。

⑧特別加入制度

労働者を使用しないで事業を行う個人貨物運送業者や個人タクシー事業者などの一人親方等の団体を労働者とみなして労災保険の適用（加入）を行うことができます。

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は お済みですか



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

事業主のみなさまへ

目次

- 労働保険とはこのような制度です…………… 1
- 労働保険の成立手続…………… 2
- 労働保険料の申告・納付 …………… 4
- 労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度について…… 6
- 電子申請・電子納付について…………… 8
- 参考1（記入例）…………… 9
- 参考2（保険率表他（令和4年度版））…………… 14
- 労災保険制度…………… 18
- 雇用保険制度…………… 24
- 一般拠出金の申告・納付 …………… 27
- 労働保険事務組合制度…………… 28
- 重要なお知らせ …………… 29
- 労働保険制度についてよくある質問 …………… 30

労働保険とは このような制度です

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



労働保険の成立手続

成立手続等の方法

保険関係成立届、概算保険料申告書

労働保険の適用事業となった場合には、労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。その後、当該年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額）を概算保険料として申告・納付することとなります。

※保険関係成立届の手続にあたっては、事業の存在を確認する場合があります。提示の必要な資料については、所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

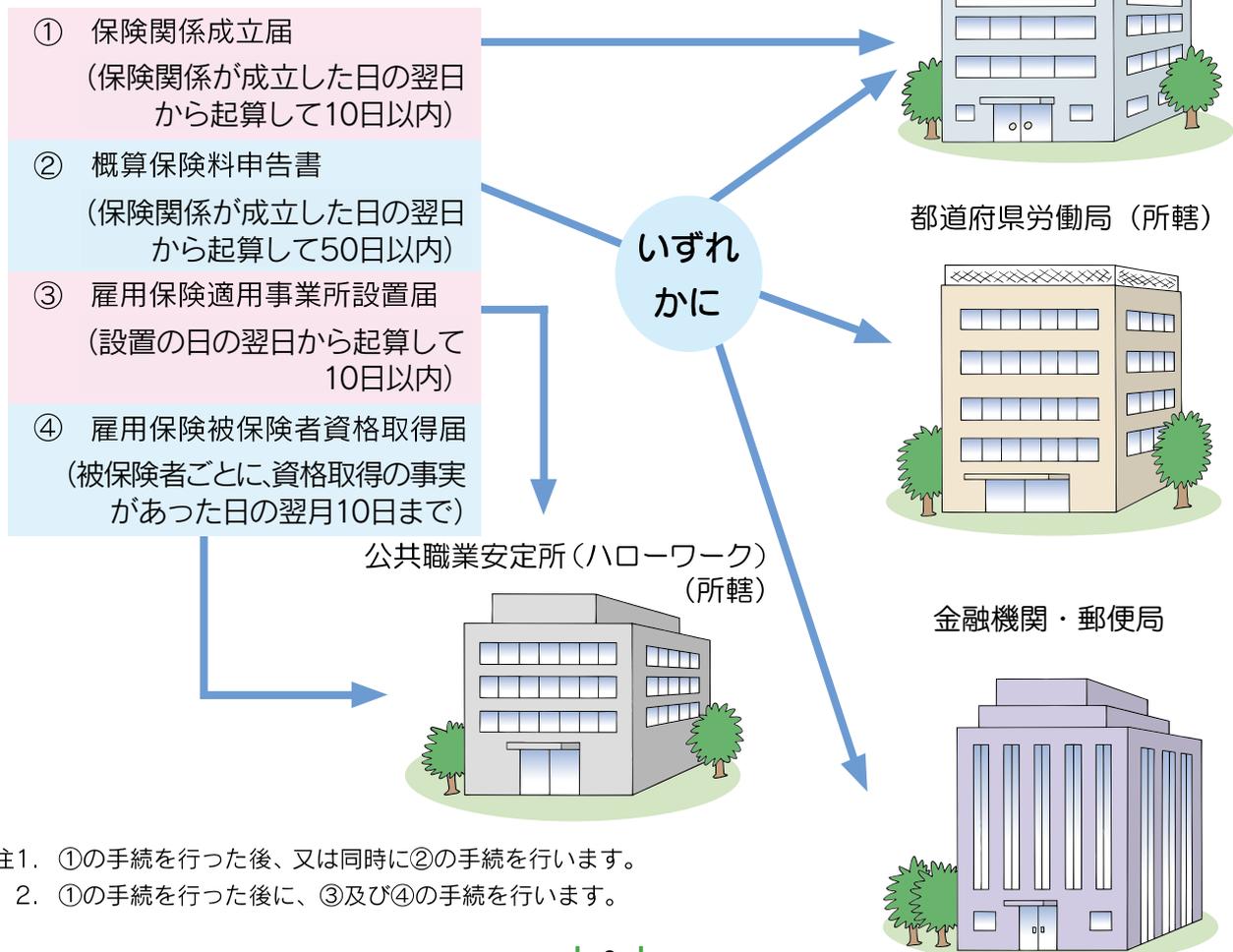
（保険関係成立届及び概算保険料申告書の記入方法については、P9～P11 参照）

雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届（P12参照）及び雇用保険被保険者資格取得届（P13参照）を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

一元適用事業の場合

※一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して労働基準監督署（所轄）両保険を一元的に取扱う事業です。



注1. ①の手続を行った後、又は同時に②の手続を行います。
2. ①の手続を行った後に、③及び④の手続を行います。

II 二元適用事業の場合

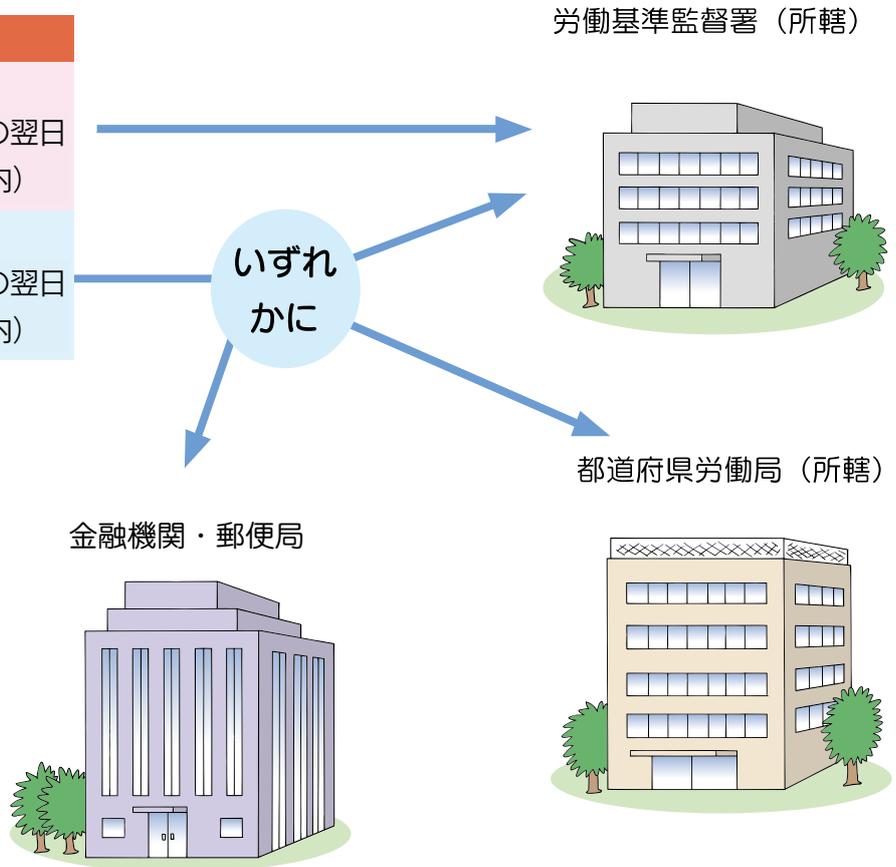
※二元適用事業とは、事業の実態から、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的(別々)に行う事業です。

一般的に、農林水産業・建設業等が二元適用事業となり、それ以外の事業が一元適用事業となります。

1. 労災保険に係る手続

- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内)

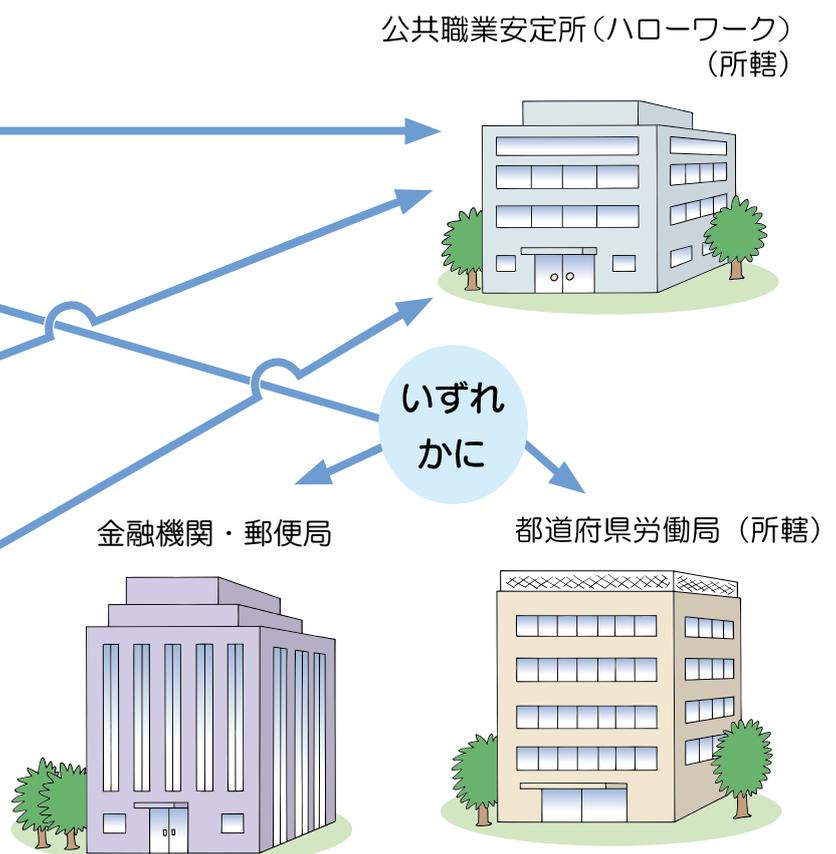
注. ①の手続を行った後、又は同時に②の手続を行います。公共職業安定所(ハローワーク)では手続を行えません。



2. 雇用保険に係る手続

- ① 保険関係成立届
(保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内)
- ② 概算保険料申告書
(保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内)
- ③ 雇用保険適用事業所設置届
(設置の日の翌日から起算して10日以内)
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届
(被保険者ごとに、資格取得の事実があった日の翌月10日まで)

注. ①の手続を行った後、又は同時に②～④の手続を行います。②の手続は公共職業安定所(ハローワーク)では行えません。



労働保険料の申告・納付

労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度分を概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとしており、事業主には、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。

これを「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、都道府県労働局又は金融機関で手続きを行っていただくこととなります。

(注) 公共職業安定所（ハローワーク）では申告・納付を取り扱っておりませんのでご注意ください。

労働保険料の延納（分割納付）

概算保険料額が40万円（労災保険又は雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、下記のとおり労働保険料の納付を3回に延納（分割納付）することができます。

ただし、一般拋出金（P27参照）については、延納（分割納付）することができません。

	4/1～5/31に成立した事業			6/1～9/30に成立した事業	
	第1期（初期）	第2期	第3期	第1期（初期）	第2期
期 間	成立した日 ～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日 ～11.30	12.1～3.31
納期限	成立した日 から50日	10月31日	翌年1月31日	成立した日 から50日	翌年1月31日

	翌年度以降の納期限等		
	第1期（初期）	第2期	第3期
期 間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日

※納期限に該当する日が土・日・祝日である場合は、その次の開庁日が納期限となります。

- ◎労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。
- ◎継続事業で10月1日以降に成立した事業については、延納（分割納付）が認められませんので、成立した日から3月31日までの期間の保険料を一括して納付していただくこととなります。
- ◎有期事業については、事業の全期間が6ヵ月を超え、かつ、概算保険料の額が75万円以上のものはおおむね上記に準じた方法で延納（分割納付）が認められます。
- ◎年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。

増加概算保険料の申告・納付

概算保険料申告書を提出したのちに、年度の中途において、事業規模の拡大等により賃金総額の見込額が当初の申告より2倍を超えて増加し、かつ、その賃金総額に基づく概算保険料の額が申告済の概算保険料よりも13万円以上増加する場合は、増加額を増加概算保険料として申告・納付してください。

保険料の算定方法

労働保険料の額は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率+雇用保険率）を乗じて得た額であり、原則として以下により算出されます。

(全ての労働者に支払った賃金の額(賃金総額)※)×(保険料率)

※雇用保険については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

※令和4年度においては、令和4年4月1日から同年9月30日までの雇用保険率と令和4年10月1日から令和5年3月31日までの雇用保険率が異なります。(P15参照)

労働保険料の負担割合

労働保険料のうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。

(労災保険率) 事業の種類により $\frac{2.5}{1000}$ から $\frac{88}{1000}$ までに分かれています。(P14参照)

(雇用保険率) 雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担の内訳はP15のとおりです。

例

食料品・日用品等の小売業を営んでいて、労働者に支払う一年間の賃金が330万円(毎月20万×12ヵ月、賞与45万×2回)の場合

小売業の労災保険率は $3/1000$ (卸売業・小売業)、雇用保険率は令和4年4月1日～同年9月30日(前期)の期間で $9.5/1000$ 、令和4年10月1日～令和5年3月31日(後期)の期間で $13.5/1000$ (一般の事業)ですので、労働保険料は、(労働保険料)=(賃金総額)×(労災保険率)+(前期の賃金総額)×(前期の雇用保険率)+(後期の賃金総額)×(後期の雇用保険率)により47,850円 $\{=3,300,000 \times (3/1000) + 1,650,000 \times (9.5/1000) + 1,650,000 \times (13.5/1000)\}$ となります。

また、この場合、事業主負担分は、雇用保険の被保険者負担分を除いた分となります。

雇用保険の被保険者負担分は、賃金額に被保険者負担率を乗じることにより、令和4年4月1日～同年9月30日の期間で毎月600円(=200,000× $3/1000$)、賞与时1,350円(=450,000× $3/1000$)となり、令和4年10月1日～令和5年3月31日の期間で毎月1,000円(=200,000× $5/1000$)、賞与时2,250円(=450,000× $5/1000$)となるため、一年間分の合計は13,200円(=600×6月+1,350+1,000×6月+2,250)となります。

したがって、事業主負担分の労働保険料は、34,650円(=47,850-13,200)となります。

(注)労災保険率及び雇用保険率は事業の種類によって異なります。(P14～P15参照)

事務処理の委託・代理の制度

これらの事務処理については、労働保険事務組合に委託する制度(P28参照)や社会保険労務士に代理させる制度があります。

労働者の取り扱い

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

なお、短時間労働者（いわゆるパートタイマー、アルバイト等）の取扱いについては、労災保険はすべて「労働者」として対象となります。

雇用保険については、下記の要件をすべて満たしていれば被保険者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 31日以上雇用の見込みがあること。

その他、法人の役員や同居の親族、高校、大学等の昼間学生等の取扱い等については、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせください。

労働保険の成立手続を怠った場合は



行政官庁

- ① 遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）
- ② 労災保険給付に要した費用の全部又は一部を費用徴収



事業主
(労働保険未手続)

労働保険は政府が管理し、運営する強制的な保険ですので、原則として労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は労働保険の成立手続を行い、労働保険料を納めなければなりません。

成立手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、政府の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。※上図①

また、政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない（いわゆる未手続の）期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、労災保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができます。（労働者災害補償保険法第31条第1項第1号）※上図②

労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度について

費用徴収のポイント

労災保険の成立手続について行政機関等から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合

事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額(*)の100%を徴収

労災保険の成立手続について行政機関等から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となった時から1年を経過してなお手続を行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合

事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額(*)の40%を徴収

* 徴収金額の算定基礎となる保険給付は、療養開始後3年間に支給されるものに限り、また療養(補償)等給付、介護(補償)等給付及び二次健康診断等給付は除かれます。

費用徴収の実施例

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払が負担になることから、労災保険の成立手続きを行っていなかった。

ところが、先般、従業員B（給付基礎日額1万円）が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

故意の場合

労災事故が起こる以前にA社が都道府県労働局の職員から労災保険の成立手続きを行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の成立手続きを行わなかった場合は、「故意」に成立手続きを行わないものと認定され、保険給付額の100%の金額が徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

$$\text{遺族補償一時金の額 (10,000円 (労働者の給付基礎日額) \times 1,000日分)} \\ \times 100\% = 10,000,000\text{円}$$

重大な過失の場合

A社について、労災保険の成立手続きを行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となった時から1年を経過してなお手続きを行わない場合には、「重大な過失」により手続きを行わないものと認定され、保険給付額の40%の金額が徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

$$\text{遺族補償一時金の額 (10,000円 (労働者の給付基礎日額) \times 1,000日分)} \\ \times 40\% = 4,000,000\text{円}$$

※なお、労働保険の成立手続後においても、

- ◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合、当該災害に関して支給された保険給付額の最大40%
- ◇事業主の故意又は重過失により業務災害が発生した場合、当該災害に関して支給された保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

●令和4年度概算保険料申告書（保険関係成立）の記載方法等について

令和4年度においては、令和4年4月1日から同年9月30日までの雇用保険率と令和4年10月1日から令和5年3月31日までの雇用保険率が異なります。

(雇用保険率の内訳については、P15「雇用保険率表」をご覧ください)

概算保険料申告書を記入するに当たっては、「⑫ 保険料算定基礎額の見込額」(雇用保険分)及び「⑭ 概算・増加概算保険料額」(雇用保険分)を算出する基礎として、「労働保険 概算・増加概算・確定保険料(雇用保険分)算定内訳」をご活用ください。



(下記URLまたは「労働保険関係各種様式」で検索してください)

<URL><https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

労働保険 概算・増加概算・確定保険料(雇用保険分)算定内訳

「算定期間」欄

保険関係が成立した日から令和5年3月31日までの期間を記入してください。
なお、令和4年10月1日以降に保険関係が成立した事業については、令和4年4月1日～令和4年9月30日の区分(適用期間)に対応する各欄は記載しないでください。

※概算・確定保険料・一般拠出金申告書(事業主控)と一緒に保管してください。

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

①区分(適用期間)		算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日		
		②保険料算定基礎額	③保険料率	④概算(増加概算・確定)保険料額
令和4年4月1日)	雇用保険分	(イ)	(ハ)1000分の	(ホ)
令和4年9月30日		15,440	9.5	146,680
令和4年10月1日)	雇用保険分	(ロ)	(ニ)1000分の	(ヘ)
令和5年3月31日		15,440	13.5	208,440
合計	雇用保険分	(イ)+(ロ)		(ホ)+(ヘ)
		30,880		355,120
		申告書⑫欄(ホ)へ転記 千円		申告書⑭欄(ホ)へ転記 円

※②欄の(イ)、(ロ)の端数は切り捨てる。

※④欄の(ホ)、(ヘ)の端数は切り捨てず、(ホ)+(ヘ)の端数は切り捨てる。

「② 保険料算定基礎額」欄

(イ)、(ロ)については、各「①区分(適用期間)」欄の適用期間中に使用する予定の労働者に係る賃金総額の見込額を、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

(イ)+(ロ)については、(イ)及び(ロ)に記入した場合はその合計額を、(ロ)のみに記入した場合はその額を記入します。

「③ 保険料率」欄

各「①区分(適用期間)」欄の適用期間中の雇用保険率を記入してください。(P15「雇用保険率表」を参照)

「④ 概算(増加概算・確定)保険料額」欄

(ホ)、(ヘ)については、②保険料算定基礎額に、③保険料率を乗じて得た額を、1円未満の端数を切り捨てずに記入します。

(ホ)+(ヘ)については、(ホ)及び(ヘ)に記入した場合はその合計額を、(ヘ)のみに記入した場合はその額を、1円未満の端数を切り捨てて記入します。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

0123456789

令和4年 4月 15日

32700

13101304711-000

10 9

区分	令和4年4月1日から	令和5年3月31日まで
労働保険料		457405
労働保険分	34095	102285
雇用保険分	30880	355120
一般拠出金		1

6000012070001

⑭ 概算・増加概算保険料額「欄」(労災保険分)

⑮ 保険料算定基礎額の見込額に、⑬ 保険料率を乗じて得た額を、1円未満の端数を切り捨てて記入します。

⑯ 労働保険 概算・増加概算・確定保険料(雇用保険分) 算定内訳の「(ロ)欄の(ホ) + (ヘ)」から転記します。

(イ)及び(ホ)に記入した場合はその合計額を、(ロ)又は(ホ)のどちらか一方に記入した場合はその額を(イ)に記入します。

⑫ 保険料算定基礎額の見込額「欄」

保険関係成立の日から保険年度末(令和5年3月31日)までの期間内に支払う賃金総額の見込額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。

(雇用保険分)

⑰ 労働保険 概算・増加概算・確定保険料(雇用保険分) 算定内訳の「(イ) + (ロ)」から転記します。

納付済通知書

労働保険 国庫金

0123456789

30840

13101304711-000

457405

457405

457405

卸売業・小売業

令和4年4月1日

100-XXXX 03 XXXX-XXXX

東京都千代田区霞が関1-X-X

株式会社カスミ商店

代表取締役 千代田カスミ

⑰ 延納の申請「欄」

納付すべき概算保険料が40万円(労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあつては20万円)以上で、延納を希望する場合は、保険料の納付回数を記入します。

延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合、2期、3期の額は1円又は2円の端数があるときはその額を最初の期に合算します。

⑱ 期別納付額「欄」

各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。

概算保険料額(「⑭欄の(イ)の額」を⑰の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加算して「⑱欄の(イ)」の概算保険料額の1期分欄に記入し、端数がなくなった額を2期分、3期分(納付回数が2回の場合は2期のみ)を「⑱欄の(チ)、(ル)」のそれぞれの該当欄に記入します。

納付済通知書

労働保険 国庫金

0123456789

30840

13101304711-000

04

100-XXXX

東京都千代田区霞が関1-X-X

株式会社カスミ商店

〒102-8307

千代田区九段南1-2-1

九段第3合同庁舎12階

⑳ 保険関係が成立した年月日「欄」

保険関係が成立した年月日を記入します。

㉑ 加入している労働保険「欄」

労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは(イ)と(ロ)を、労災保険のみに加入しているときは(イ)を、雇用保険のみに加入しているときは(ロ)を○で囲みます。

雇用保険適用事業所設置届

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 事業所番号

帳票種別 1. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)

下記のとおりに届けます。
 飯田橋公共職業安定所長 殿
 令和 4年 4月 8日

2. 事業所の名称 (カタカナ)

事業所の名称〔続き (カタカナ)〕

3. 事業所の名称 (漢字)

事業所の名称〔続き (漢字)〕

4. 郵便番号

5. 事業所の所在地 (漢字) ※市・区・郡及び町村名

事業所の所在地 (漢字) ※丁目・番地

事業所の所在地 (漢字) ※ビル、マンション名等

6. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

市外局番 市内局番 番号

7. 設置年月日

(3 昭和 4 平成 / 5 令和)

元号 年 月 日

8. 労働保険番号

府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号2

※ 公共職業安定所 記載 欄

9. 設置区分 (1 当然) (2 任意)

10. 事業所区分 (1 個別) (2 委託)

11. 産業分類

12. 台帳保存区分 (1 日雇被保険者のみの事業所) (2 船舶所有者)

13. 事業主	(フリガナ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	トウキョウト チヨダク カスミガセキ 東京都千代田区霞が関1-X-X		17. 常時使用労働者数	10人
	(フリガナ) 名称	カブシキガイシャ カスミシヨウテン 株式会社カスミ商店		18. 雇用保険被保険者数	一般 9人 日雇 人
	(フリガナ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	ダイヒョウトリシマリヤク チヨダカスミ 代表取締役 千代田 カスミ		19. 賃金支払関係	賃金締切日 25日 賃金支払日 当 翌月末日
14. 事業の概要 (漁業の場合は漁船の総トン数を記入すること)	卸売業・小売業			20. 雇用保険担当課名	総務課 人事・給与係
15. 事業の開始年月日	令和 4年 4月 1日	※ 事業の 16. 廃止年月日	令和 年 月 日	21. 社会保険加入状況	健康保険 厚生年金保険 労災保険
備考	※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者				

(この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

● 労災保険率表

(令和4年4月1日現在)

事業の種類分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02又は03	林業	60/1,000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	62/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事業	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	14/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	18/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1,000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	10/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	6.5/1,000
	55	めっき業	7/1,000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	2.5/1,000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4/1,000
59	船舶製造又は修理業	23/1,000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5/1,000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	
61	その他の製造業	6.5/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9/1,000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9/1,000
	74	港湾荷役業	13/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	5.5/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
94	その他の各種事業	3/1,000	
	90	船舶所有者の事業	47/1,000

●雇用保険率表

事業の種類	令和4年4月1日～同年9月30日			令和4年10月1日～令和5年3月31日		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$	$\frac{3}{1000}$	$\frac{13.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{5}{1000}$
農林水産 清酒製造の事業	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7.5}{1000}$	$\frac{4}{1000}$	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$
建設の事業	$\frac{12.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{4}{1000}$	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$

(令和4年度4月1日現在)

●労働保険料の算定基礎となる賃金早見表(例示)

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入されないもの
<ul style="list-style-type: none"> 基本給、固定給等基本賃金 超過勤務手当、深夜手当、休日手当等 扶養手当、子供手当、家族手当等 宿・日直手当 役職手当、管理職手当等 地域手当 住宅手当 教育手当 単身赴任手当 技能手当 特殊作業手当 奨励手当 物価手当 調整手当 賞与 通勤手当 定期券、回数券等 休業手当 (労働基準法第26条の規定に基づくもの) 雇用保険料その他社会保険料 (労働者の負担分を事業主が負担する場合) 住居の利益 (社宅等の貸与を行っている場合のうち貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合) いわゆる前払い退職金 (労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 休業補償費 (業務災害、通勤災害等に係るもの) 結婚祝金 死亡弔慰金 災害見舞金 増資記念品代 私傷病見舞金 解雇予告手当 (労働基準法第20条の規定に基づくもの) 年功労金 出張旅費、宿泊費・赴任手当等 (実費弁償的なもの) 制服 会社が全額負担する生命保険の掛金 財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等 (労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等) 創立記念日等の祝金 (恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く) チップ (奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く) 住居の利益 (一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合) 退職金 (退職を事由として支払われる場合であって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖及び特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

◎雇用保険の被保険者負担額と端数処理について

雇用保険の被保険者負担額は、労働者（被保険者）に支払われた賃金額に被保険者負担率をかけて算定します。

この被保険者負担額については、事業主は、労働者に賃金を支払う都度、その賃金額に応ずる被保険者負担額を、賃金から控除することができます。

この額に1円未満の端数が生じた場合、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第3条に基づき、債務の弁済額に50銭未満の端数があるときには切り捨て、50銭以上1円未満のときには1円に切り上げることとなります。

なお、この端数処理は、債務の弁済を現金で支払う時点で行うことから、雇用保険の被保険者負担額を賃金から源泉控除する場合には、事業主が被保険者に控除後の賃金を現金で支払う時点で端数処理を行うこととなるため、結果として50銭以下の場合には切り捨て、50銭1厘以上の場合には切り上げとなります。

ただし、これらの端数処理の取扱いは、労使の間で慣習的な取扱い等の特約がある場合にはこの限りではなく、例えば、従来切り捨てで行われていた場合、引き続き同様の取扱いを行ったとしても差し支えありません。

まだ、労働保険の成立手続きを行っていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）で成立手続きをしましょう。また、ご相談・お問い合わせについても、お気軽におたずねください。

建設の事業を営む事業主の皆様へ

請負による建設の事業は、元請負人が全体の事業についての事業主として、工事全体の保険料の納付等の義務を負うこととなっています。

また、建設の事業は数次の請負によって行われることが常態なので、元請負人がその工事全体の支払賃金総額を正しく把握することが難しい場合があります。このため、元請負人が請け負った工事全体の請負金額に保険料率とは別に定められる労務費率（工事の請負金額に占める賃金総額の割合）を乗じて得た額を賃金総額として労災保険の保険料額を算定することが認められています。

工事開始日が平成27年4月1日以降のものについて、請負金額により賃金総額を算定する場合には、請負金額から消費税額分を除いたものに、下記の表の「工事開始日が平成27年4月1日以降のもの」欄の労務費率を掛けて算定してください。

$$\boxed{\text{消費税額を除く請負金額}} \times \boxed{\text{該当する労務費率}} = \boxed{\text{賃金総額}}$$

事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成21年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～以降のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	19%	^{1,000分の} 103	18%	^{1,000分の} 89	19%	^{1,000分の} 79	18%※ 19%※	^{1,000分の} 64※ 62※
32	道路新設事業	21	15	20	16	20	11	19	11
33	舗装工事業	19	11	18	10	18	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	24	18	23	17	25	9.5	24	9
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21	13	21	13	23	11	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	14	22	15	23	15	23	12
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取り付けに関するもの	9	38	7.5	40	6.5	38	6.5
		その他のもの		22		22		21	
37	その他の建設事業	24	19	23	19	24	17	24	15

※業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の工事開始日が「平成30年4月1日から令和3年3月31日までのもの」については、一部異なる取扱いとなります。詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhokenpoint/dl/leaflet.pdf>)



労災保険の特別加入について

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人については、任意で労災保険に加入することができます。これを労災保険の「特別加入」制度といいます。

特別加入制度には、第1種から第3種までの3種類の制度が存在し、以下のとおりそれぞれ対象となる方が異なります。

○ 第1種特別加入制度

中小規模（※）の事業の事業主や、その事業に従事する者のうち労災保険の対象とならない方（家族従事者、役員等）を対象とした制度です。

加入するためには、事業の労働保険の事務処理を労働保険事務組合（P28参照）に委託する必要があります。

○ 第2種特別加入制度

労働者を使用しないで法令で定められた事業を行うことを常態とする一人親方、自営業者並びにそれらの事業に従事する方（家族従事者、役員等）、及び特定作業従事者として法令に定められた作業に従事する方を対象とした制度です。

対象となる事業又は作業については、下記のリンク先のパンフレットをご確認ください。

○ 第3種特別加入制度

日本国内の事業主から海外で行われる事業に労働者として派遣される方、並びに海外にある中小規模（※）の事業に事業主等（事業主、役員など労働者ではない立場）として派遣される方、及び開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方を対象とした制度です。

※ 中小規模と認められる企業規模

業 種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

特別加入について詳しく知りたい方は、下記のパンフレットをご覧ください。

・ 第1種特別加入

・ 第2種特別加入

・ 第2種特別加入

・ 第3種特別加入

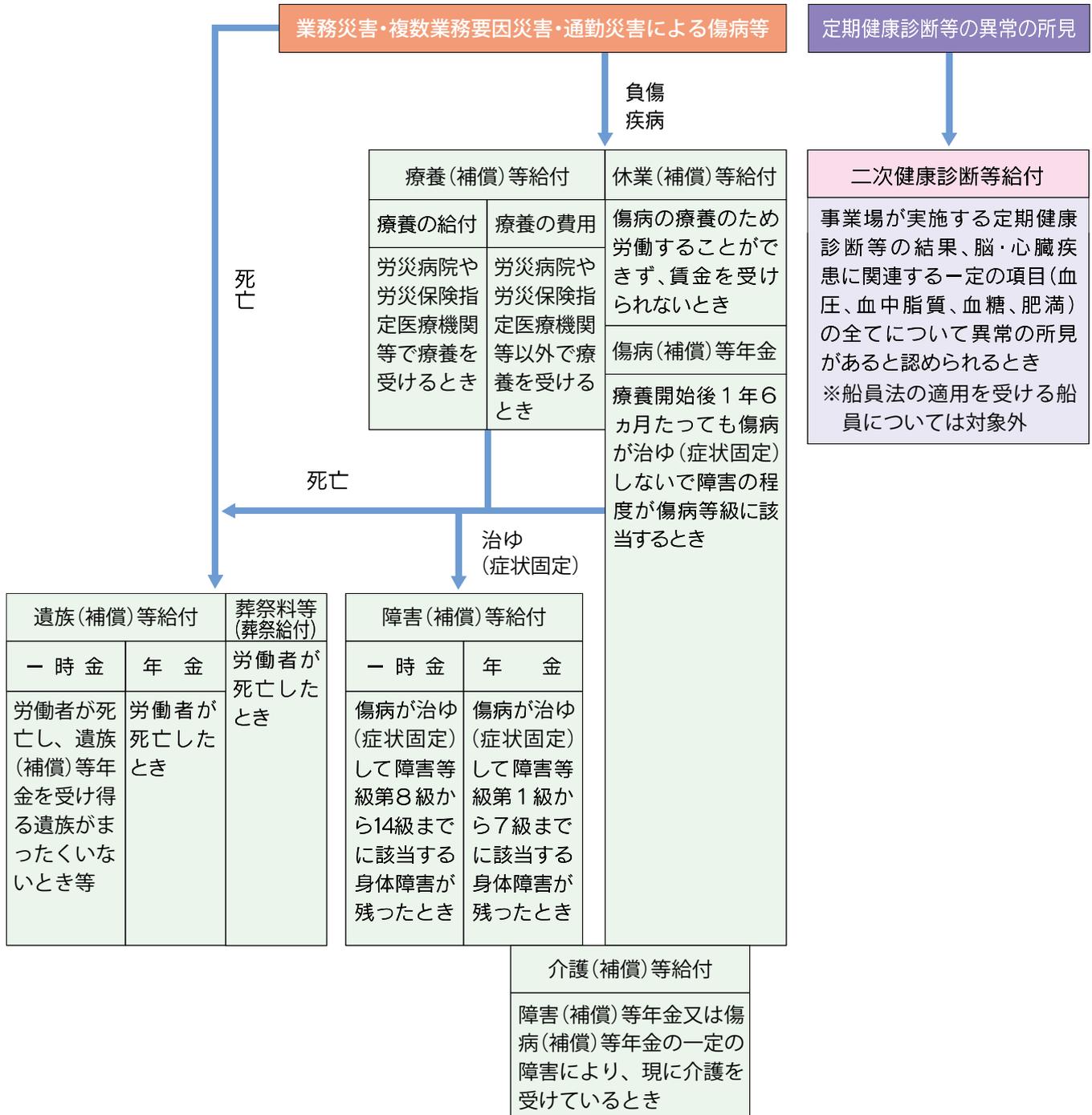
(一人親方・自営業者)

(特定作業従事者)



労災保険制度

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤によって負傷したり、病氣にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族の方に必要な給付を行います。



〈労災給付の種類〉

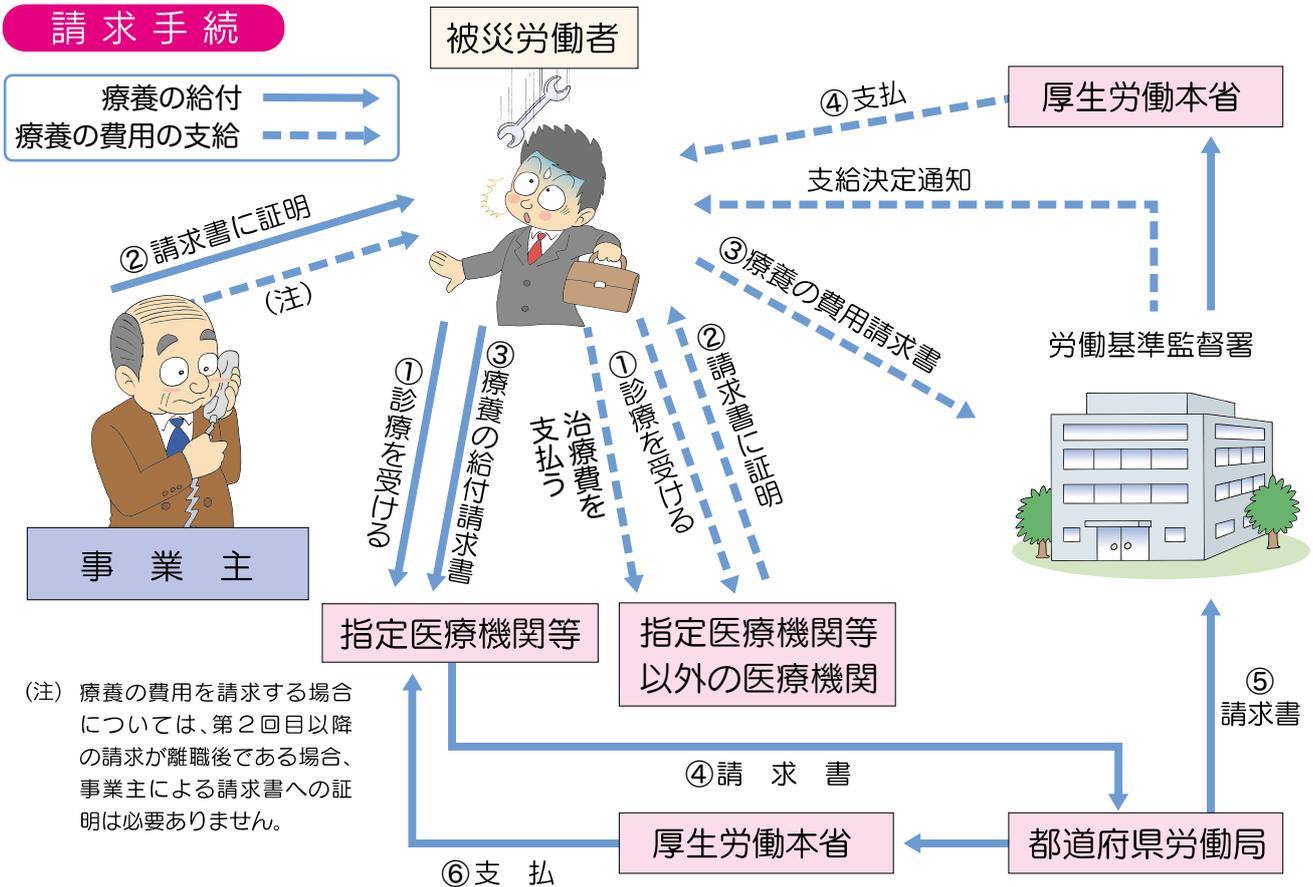
1 療養（補償）等給付

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による傷病により療養を必要とする場合に行われ、現物給付としての「療養の給付」と現金給付としての「療養の費用の支給」の2種類がありますが、「療養の給付」が原則です。

「療養の給付」とは、労災保険指定医療機関等で受診した場合には、原則として傷病が治癒（症状固定）するまでの間、無料で療養を受けられる、つまり現物による給付を行う制度です。これに対し「療養の費用の支給」は、労災保険指定医療機関等以外で療養を受けた場合等において支払った費用を現金で支給する制度です。

なお、療養（補償）等給付の範囲としては、治療費、入院の費用、看護料、移送費等通常療養のために必要なものは、原則、全て含まれます（ただし一般に治療効果の認められていない特殊な治療や傷病の程度から必要ないと認められる付添看護師を雇った場合等は支給されません）。

請求手続



2 休業（補償）等給付

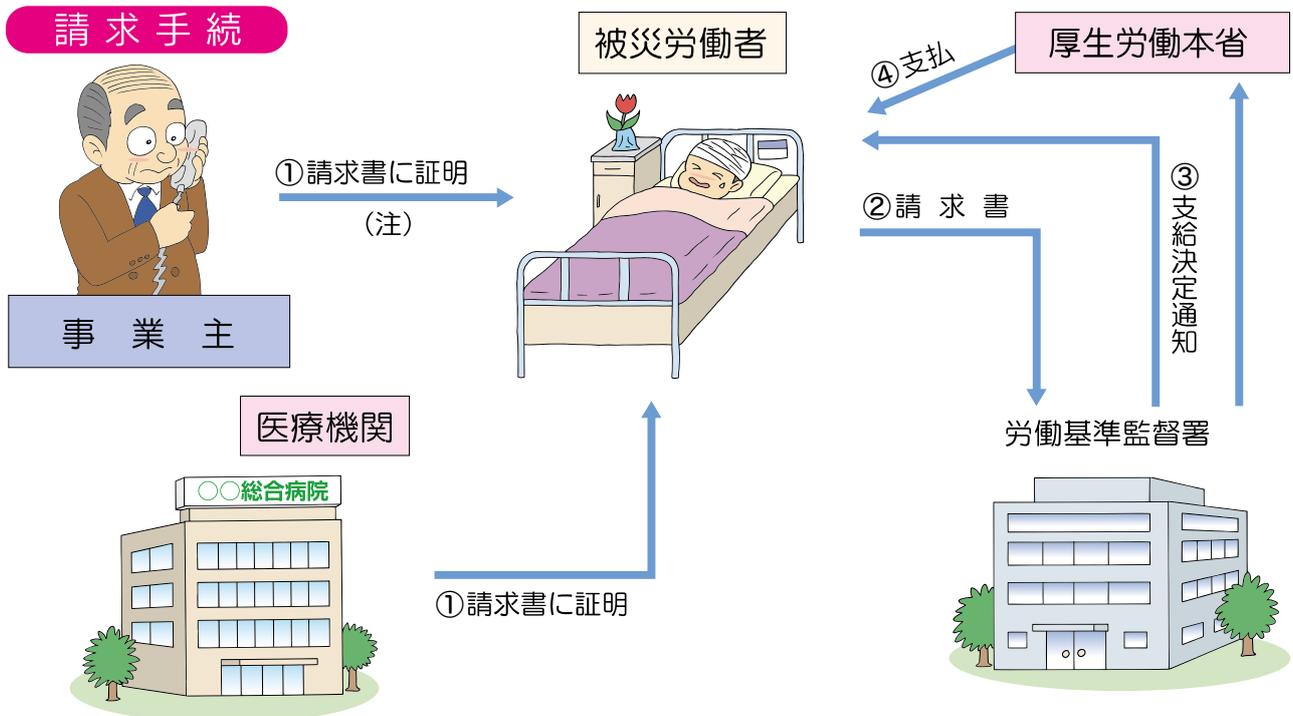
労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による傷病の療養のために休業し、賃金を受けない日の第4日目以降から支給されます（ただし、業務災害の場合、休業初日から3日間は事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償を行わなければなりません）。

この場合、休業1日につき給付基礎日額の60%が休業（補償）等給付として支給されますが、このほかに、社会復帰促進等事業として給付基礎日額の20%が特別支給金として休業（補償）等給付とセットで支給されます。

給付基礎日額は、原則として、災害が発生した日以前3ヵ月間に被災した労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で割った額です。複数の事業場で働いている労働者の給付基礎日額については、原則複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額となります。

なお、労災保険における給付基礎日額については年齢階層区分により最高限度額及び最低限度額が厚生労働大臣告示により決められており、平均額が最高限度額を超えるとき及び最低限度額に満たないときに適用されます。

(注) 通勤災害の場合は、一部負担金200円(健康保険の日雇特例被保険者の場合は100円)が必要となりますが、これは休業給付を支給する際に自動的に政府が減額して支給することとしております。



(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前に係るものである場合は、請求書への証明が必要です。

3 傷病(補償)等年金

療養開始後1年6ヵ月を経過しても治ゆ(症状固定)せず、傷病等級(第1級~第3級)に該当するときに、所轄の労働基準監督署長が職権で給付を決定し、支給額については、給付基礎日額の313日~245日分が年金として支給されます。

4 障害(補償)等給付

傷病が治ゆ(症状固定)したとき身体に一定の障害が残った場合、障害等級第1級~第7級の場合は、給付基礎日額の313日~131日分の障害(補償)等年金が、また第8級~第14級の場合は給付基礎日額の503日~56日分の障害(補償)等一時金が支給されます。

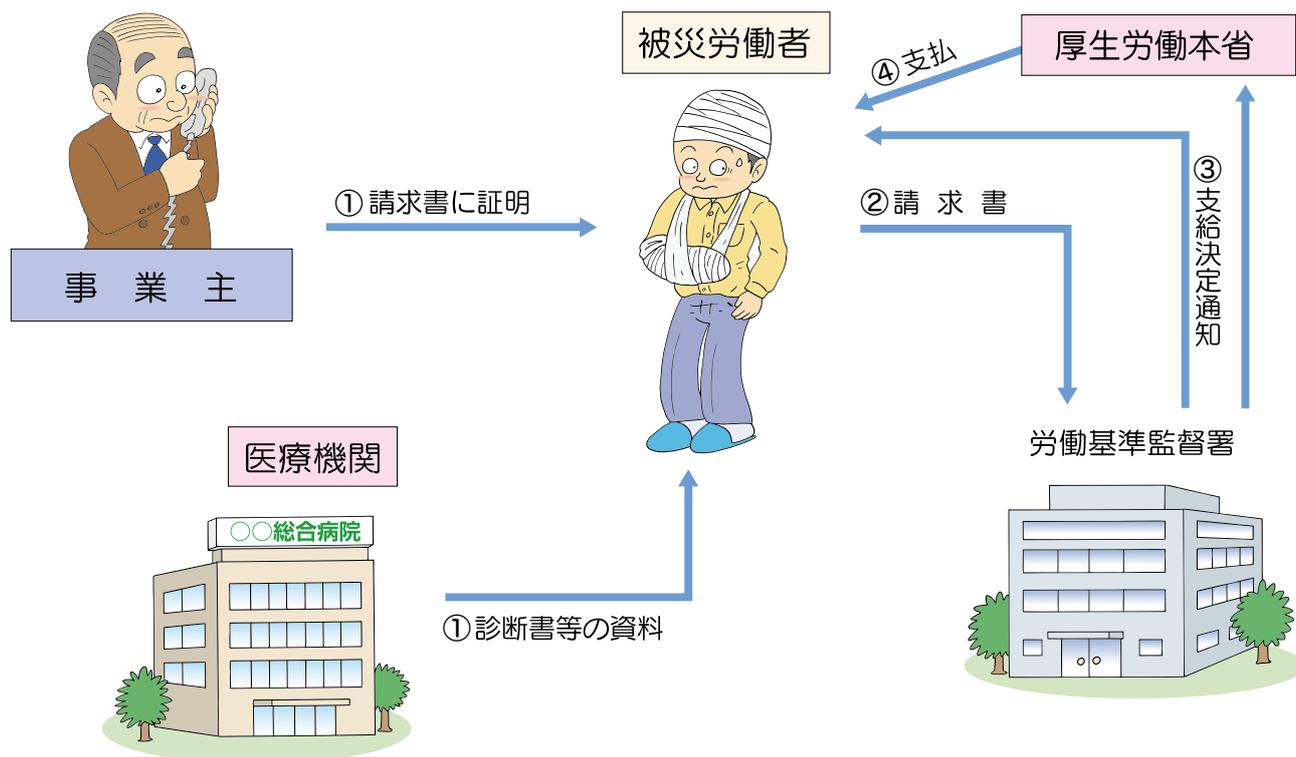
(注) 同一の事由により、厚生年金保険の障害厚生年金等が併給される場合には、一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

- ① 障害(補償)等年金差額一時金
障害(補償)等年金の受給者が死亡した場合、その者に支給された障害(補償)等年金の合計額が次表の額に満たないときは、その差額が一時金として遺族に対し支給されます。
- ② 障害(補償)等年金前払一時金
障害(補償)等年金受給権者の請求に基づいて、その障害等級に応じ、次表に掲げてある額を限度

として障害(補償)等年金が一定額までまとめて前払で受けられますが、前払一時金に達するまで年金は支給停止されます。

障害等級	額
第1級	給付基礎日額の1,340日分
第2級	" 1,190日分
第3級	" 1,050日分
第4級	" 920日分
第5級	" 790日分
第6級	" 670日分
第7級	" 560日分

請求手続



5 遺族(補償)等給付

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により死亡した場合に支給され、遺族(補償)等年金と遺族(補償)等一時金の二種類があります。

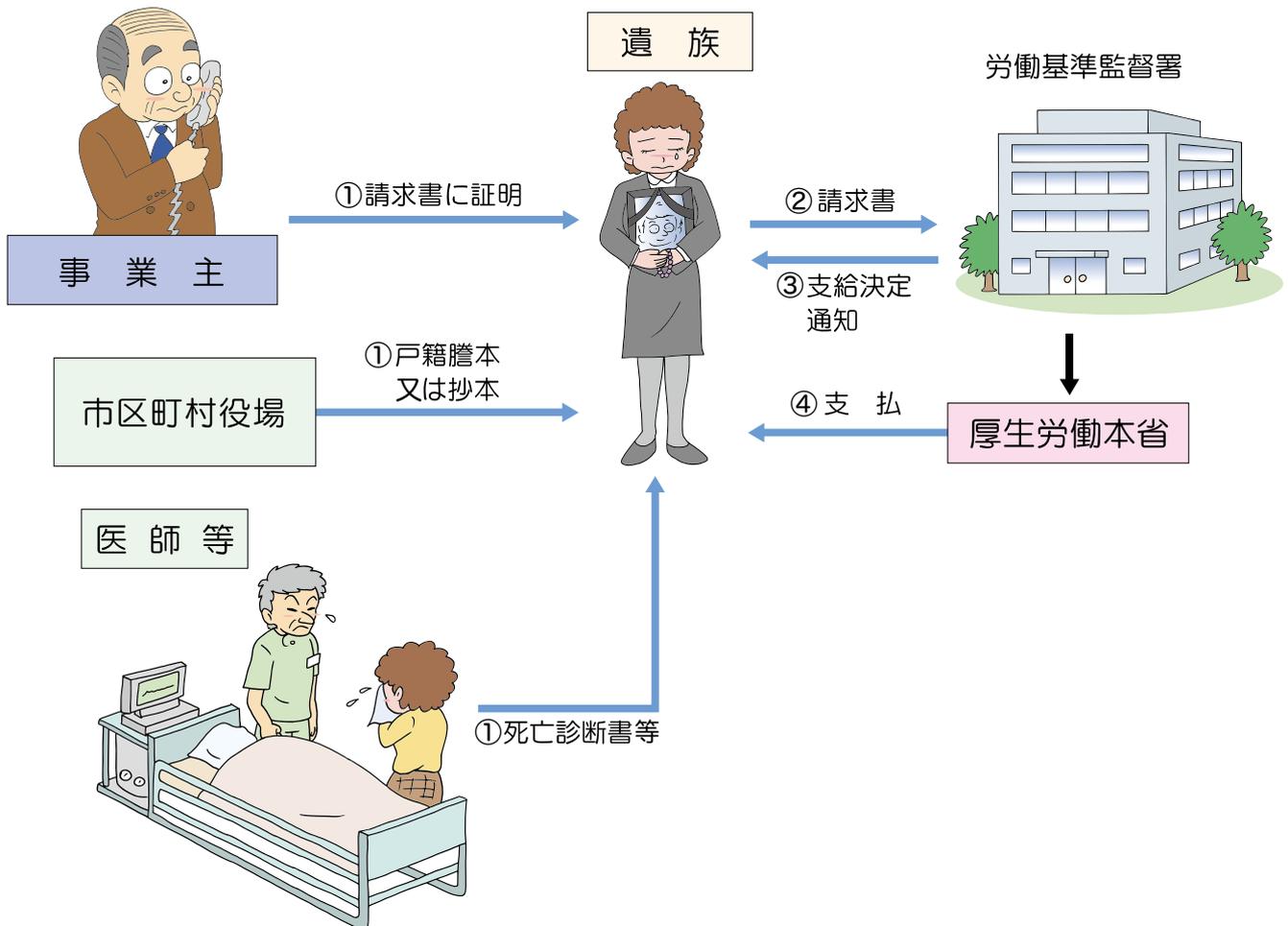
労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた一定の範囲の遺族に対し遺族(補償)等年金が、年金受給権者がいない場合には、一定の範囲の遺族に対して給付基礎日額の1,000日分の遺族(補償)等一時金が支給されます。

遺族(補償)等年金の支給額は次のとおりです。

遺族数	年金額
1人	年金給付基礎日額の153日分
55歳以上の妻又は 障害の状態にある妻	" 175日分
2人	" 201日分
3人	" 223日分
4人以上	" 245日分

(注) 遺族数は、遺族(補償)等年金の受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数です。
同一の事由により厚生年金保険の遺族厚生年金等が併給される場合は一定の調整率によって調整され支給されることになっています。

請求手続



遺族(補償)等年金 前払一時金

給付基礎日額の1,000日分を限度とする一時金を年金の前払金として受けられますが、前払一時金相当額に達するまで年金は支給停止されます。

6 葬祭料等 (葬祭給付)

葬祭を行った者に対し、315,000円+給付基礎日額の30日分、又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。

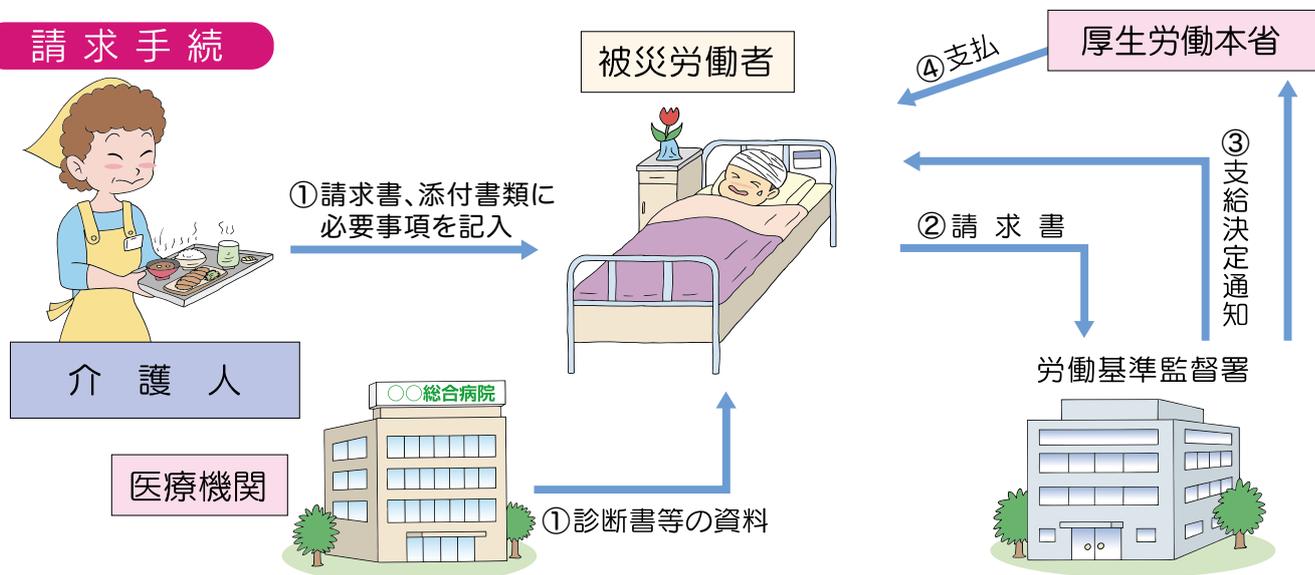
7 介護 (補償) 等給付

一定の障害により傷病(補償)等年金又は障害(補償)等年金を受給し、かつ、現に介護を受けている場合に、月を単位として支給されます。

常時介護を要する状態の場合は、介護の費用として支出した額が171,650円を上限として支給されます。ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が75,290円を下回る場合は、一律75,290円が支給されます。

また、随時介護を要する状態の場合は、介護の費用として支出した額が85,780円を上限として支給されます。ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合又は支出した額が37,600円を下回る場合は、一律37,600円が支給されます。

請求手続



8 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査又はBMI（肥満度）の測定のうち4項目全てに異常の所見が認められた場合には、二次健康診断及び特定保健指導を受けることができます（すでに脳・心臓疾患の症状を有している者を除く）。

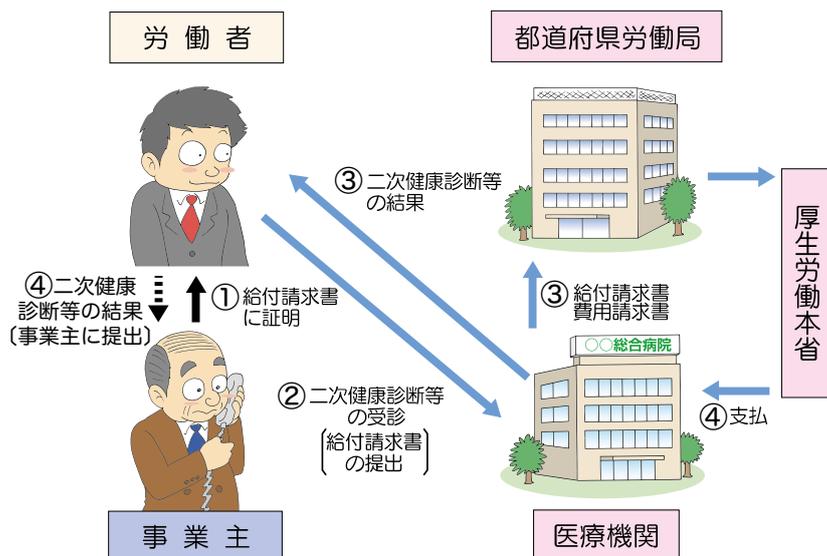
それぞれの内容は次のとおりです。

二次健康診断

- 空腹時血中脂質検査
- 空腹時血糖値検査
- ヘモグロビンA_{1c}検査
- 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）
- 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- 微量アルブミン尿検査

特定保健指導

- 栄養指導
- 運動指導
- 生活指導



9 社会復帰促進等事業

- 被災労働者の療養後における円滑な社会復帰を促進するため
義肢等補装具の購入（修理）に要した費用の支給、後遺障害に対するアフターケア等が受けられます。
 - 被災労働者及びその遺族等の援護を図るため
労災就学援護費、労災就労保育援護費等が受けられます。
- 上記の他にも労働者の福祉の増進を図るための事業を行っておりますので、詳しくは、最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

電子申請について

労災保険給付の請求に係る諸手続については、電子申請により行うこともできます。詳しくはe-Gov電子申請のホームページ（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）をご参照ください。



雇用保険制度

雇用保険とは労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上等を図るための事業も行っています。

手続を怠って(失念して)いた場合

雇用保険の適用事業となった場合は、所定の期間内に、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません(P 2 ~ P 3 参照)、何らかの事由により手続もれがあった場合には、過去に遡及して被保険者となったことの確認を行うこととなります。被保険者となったことの実事があった日を被保険者となった日とすることが原則ですが、雇用保険被保険者資格取得届の提出が雇入れ後相当期間経過してから行われた場合には、被保険者であったはずの期間が確認できないことにより、失業等給付の支給内容等に影響が出る場合がありますので、こうした手続もれが生ずることのないように十分注意することが必要です。

被保険者の範囲

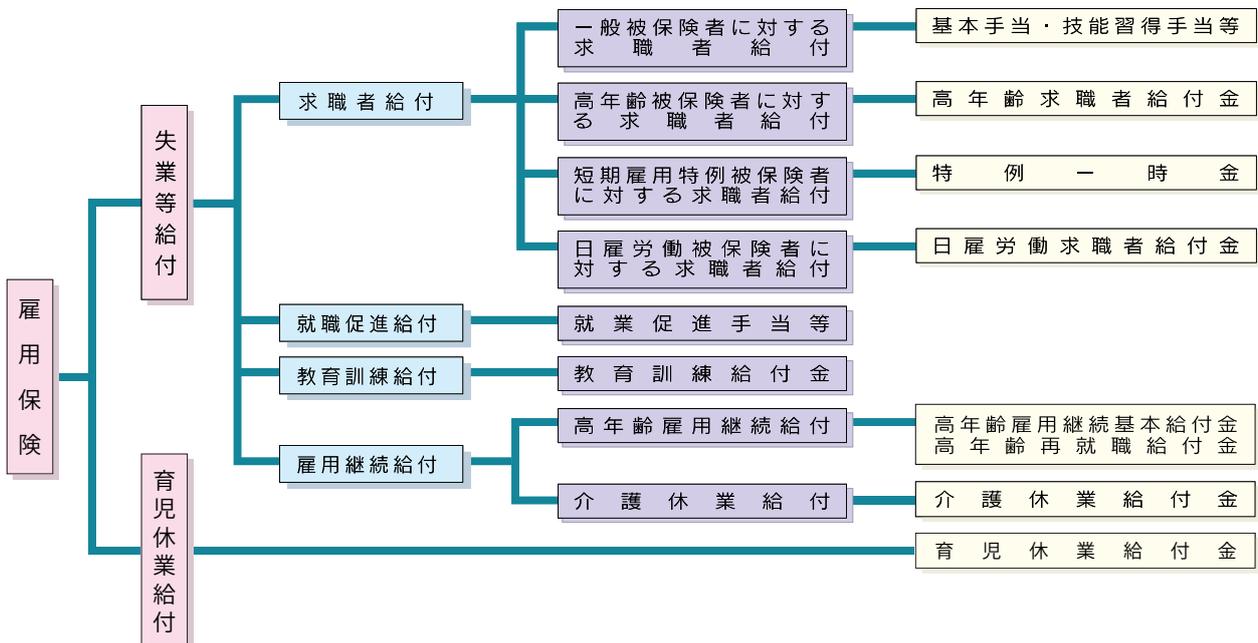
適用事業に雇用される労働者であって、昼間学生など雇用保険法第6条各号に掲げる者以外の者は、原則として被保険者となります。

●被保険者の種類

1. 一般被保険者 (65歳未満の常用労働者)
2. 高年齢被保険者 (65歳以上の常用労働者)
3. 短期雇用特例被保険者 (季節的に雇用される者)
4. 日雇労働被保険者 (日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者)

雇用保険制度の概要(体系)

労働者(被保険者)が離職されたときなどに一定の要件で失業等給付等を受けることができます。



雇用保険の基本手当の所定給付日数

① 倒産・解雇等による離職者（③を除く）

区分	被保険者であった期間	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上45歳未満			120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			150日		240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

② 倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）

区分	被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢		90日	90日	120日	150日

③ 就職困難者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	150日	300日			
45歳以上65歳未満			360日			

基本手当を受ける要件

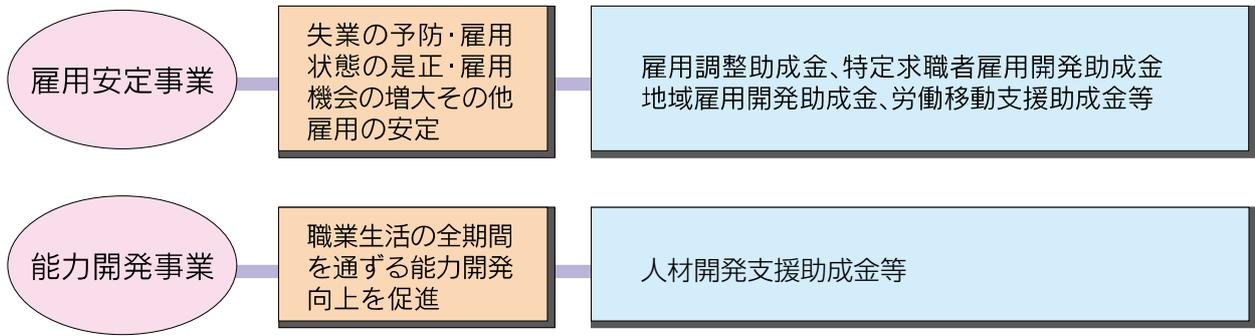
原則として離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12ヵ月以上（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上でも可）あり、再就職に対して積極的な意志と能力があることです。

基本手当の日額

原則として離職の日以前6ヵ月間に支払われた賃金の日額の50%～80%に相当する額です（ただし、離職の日において60～64歳の者については45%～80%に相当する額です）。

事業主の方には

雇用保険では失業等給付等以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者の休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。



●雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給されます。

●特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

●人材開発支援助成金

事業内職業能力開発計画等に基づき、その雇用する労働者に対し、職業訓練を実施した場合や教育訓練休暇制度を導入し労働者に適用した事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が支給されます。

以上の助成金以外にも各種助成金制度等があります。

電子申請について

雇用保険被保険者資格取得届等、雇用保険に係る諸手続については、電子申請により行うことができます。詳しくはe-Gov電子申請のホームページ (<https://shinsei.e-gov.go.jp>) をご参照ください。



一般拠出金の申告・納付

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の方にご負担いただくものです。

対象の事業場

労災保険適用事業の全事業主が対象です。

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため健康被害者の救済に当たっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業の事業主のみならず、全ての労災保険適用事業主に一般拠出金をご負担いただいています。

（注）特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

納付方法（納付時期）

労働保険料と併せて申告・納付します。

継続事業における一般拠出金は①労働保険の年度更新手続、②事業終了（廃止）の際に労働保険料の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

（注）一般拠出金は労働保険料に比べ少額であるため、概算払い制度を採用しておりません。そのため、確定納付のみの手続となります。

また、算定の基礎となるのは前年度の賃金総額ですが、申告・納付していただくのは当年度分の一般拠出金となります。例えば令和4年度の年度更新（R4.6.1～R4.7.11）で申告・納付していただく一般拠出金については、令和3年度の賃金総額を基に算定した額を令和4年度に申告・納付していただくこととなります。

料率・算定方法

一般拠出金率は、業種を問わず、一律1000分の0.02です。

労災保険のメリット制対象事業であっても、一般拠出金率についてはメリット制の適用はありません。

金額の算定方法は、

事業主が前年度に労働者に支払った賃金総額（千円未満切り捨て）×一般拠出金率（一律 $\frac{0.02}{1000}$ ）です。

また、一般拠出金については全額事業主の負担となります。

有期事業

平成19年4月1日以降に新たに開始した事業（工事等）の分を申告・納付します。

①単独有期事業・・・事業（工事等）終了時に、労働保険の確定保険料と併せて申告・納付します。

②一括有期事業・・・一括されている事業であっても、個々の事業（工事等）の事業開始年月日が平成19年4月1日以降のもののみ申告・納付対象となります。

事業廃止等

年度更新時に一般拠出金を納付した後、年度途中において事業を廃止等した場合、労働保険の確定保険料の精算手続と併せて、事業主が廃止等の時点までの間に労働者へ支払った賃金総額を基礎として一般拠出金の納付手続を行っていただきます。

なお、労働保険料の確定精算により還付金が発生した場合、一般拠出金への充当を希望することによって一般拠出金の納付を行うこともできます。

労働保険事務組合制度

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

●労働保険事務組合への委託手続は

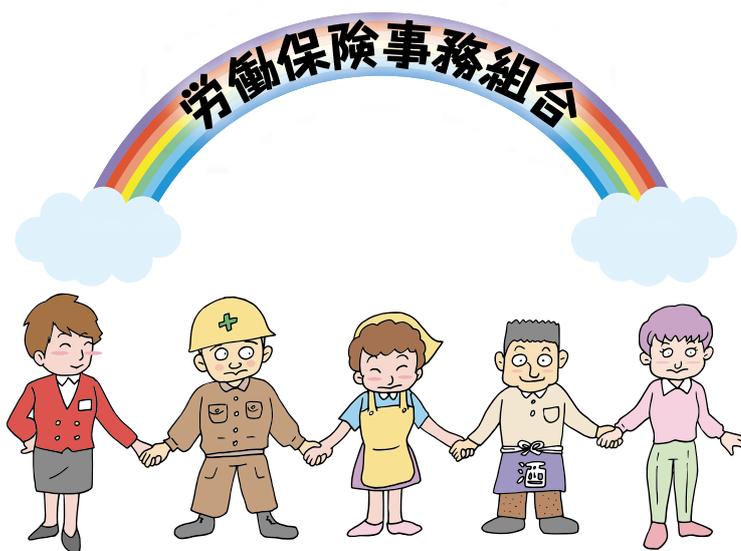
労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務等委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出してください。

●委託できる事業主は

常時使用する労働者が

下の表に該当する事業主となります。

業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下



●委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する事務
- ③労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれませんのでご注意ください。

●事務処理を委託すると次のような利点があります

1. 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に代わって処理されるので、事務の省力化が図られます。
2. 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できます。（P4「労働保険料の延納（分割納付）」を参照）
3. 通常では労働保険に加入することができない事業主や家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。（P17「労災保険の特別加入について」を参照）

重要なお知らせ

労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 事業主が労働保険の成立手続を行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できます。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類（労災保険・雇用保険）」などです。
(注) 労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続（雇用保険の資格取得手続）がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の方は、名称や所在地に変更がある場合は、変更が生じた日の翌日から起算して10日以内に「名称、所在地等変更届」を（所轄の変更が生じた場合は、変更後の）労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出していただく必要があります。
- 検索画面については厚生労働省ホームページをご覧ください。
厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険適用事業場検索」
URL https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm



労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等の口座振替納付」
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



特例納付保険料の制度があります。

- 事業主の方は、原則として、労働者の方を雇っている場合には、労働保険の成立手続を行い、雇用する労働者の方に係る労働保険料を納付しなければなりません。
- このため、2年を超えて遡って雇用保険の加入手続を行っていた労働者の方について、本来納付していただくべきであった雇用保険料を納付することができるよう、特例納付保険料の制度を設けています。
- 事業主の方は、公共職業安定所（ハローワーク）からの納付勧奨を受けて、納付の申出を行っていただくことにより、本来納付していただくべきであった雇用保険料に相当する額に10%を加えた額を、特例納付保険料として納付することができます。

労働保険制度についてよくある質問

Q 労働保険とは何ですか。

A 労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度でそれぞれ行われていますが、保険料の納付等については原則一体のものとして取り扱われています。労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません（農林水産の事業の一部は除きます）。

詳しくはP1をご覧ください。

Q 労働保険の成立手続きを行うにはどうすればいいですか。

A 労働保険の適用事業となったときは、まず労働保険の保険関係成立届を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）（※1）に提出します。そして、その年度分（※2）の労働保険料（適用事業となった日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険料率を乗じた額（1円未満切捨て）となります）を概算保険料として申告・納付していただきます。

（※1）労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html		公共職業安定所（ハローワーク） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork	
--	--	--	--

（※2）労働保険では、4月1日から翌年の3月31日を1つの年度としています。

また、雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

詳しくはP2及びP3をご覧ください。

Q 労働保険の成立手続きを行わないと、どのような罰則がありますか。

A 成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを行わない事業主に対しては、政府の職権による成立手続き及び労働保険料の決定（認定決定といいます）を行います。その際は、遡って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金を徴収します。

また、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続きを行わない期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生し、労災保険給付が生じた場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

詳しくはP6及びP7をご覧ください。

Q 労働保険料は全額事業主負担ですか。

A 労働保険料は、労働者に支払う賃金総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じた額です（1円未満切捨て）。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっています。

◎労災保険・・・全額事業主負担

◎雇用保険・・・事業主と労働者双方で負担（負担率についてはP15をご覧ください）

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

